

財務省告示第六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十五年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百四十六回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行	額面金額で一兆八千億円のうち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で三千五百一億七千五百万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項に基づき発行する利付国債については、額面金額で四億二千九百四十五万

六	払込金額	一兆七千九百八十六億九百六十六万八千円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九	発行の日	平成十五年二月二十日
十	募集の価格	額面金額百円につき九十九円九十銭
十一	利率	年〇・八パーセント
十二	経過利率の払込み	(一) 国債募集引受団は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期

十三 初期利子

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十五 償還期限

平成二十四年十二月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

十八 募集期間

平成十五年二月六日から平成十五年二月十四日まで

十九 払込期日

平成十五年二月二十日